

I 計画策定の背景

ここでは、計画策定の背景となる本県の子ども・子育てを取り巻く現状等や、これまでの国や県の取組み等について記載します。

1 神奈川県における子ども・子育てを取り巻く現状等

(1) 少子化の現状

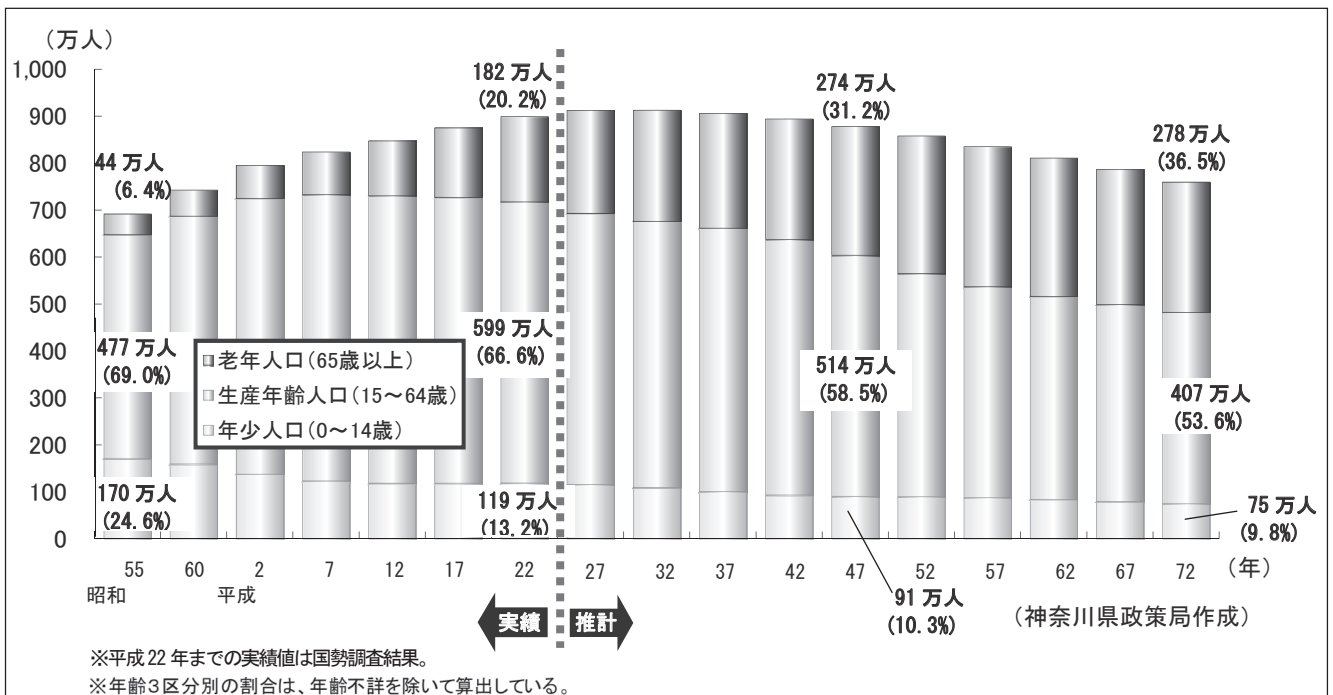
ア 出生数・年少人口の状況

本県の年少人口(0～14歳の人口)は、ここ数年 120万人程度で推移しており、東京に次いで全国で2番目に多い数となっていますが、1人の女性が一生の間に生む子どもの数を示す合計特殊出生率の本県の数値は、1.31と全国で4番目に低い数値となっています。また、県の人口推計では、本県の年少人口は、平成22年の119万人が平成47年には91万人程度に、また、平成72年には75万人程度に減少すると推計されています。

この少子化の要因としては、未婚化、非婚化、晩婚化といった結婚の動向が指摘されており、晩婚化に伴う晩産化や夫婦の出生力の低下なども併せて指摘されています。

少子化が進行することは、生産年齢人口が減少し経済成長率が低下することや、高齢化の進行により年金・医療・福祉等社会保障分野にかかる現役世代の負担の増大につながり、社会経済の根幹をゆるがしかねない深刻な課題となることから、「子育て支援」「働き方改革」「結婚・妊娠・出産支援」等、総合的な対策を社会全体で取り組んでいくことが求められています。

■ 年齢3区分別人口(人口推計) (神奈川県)



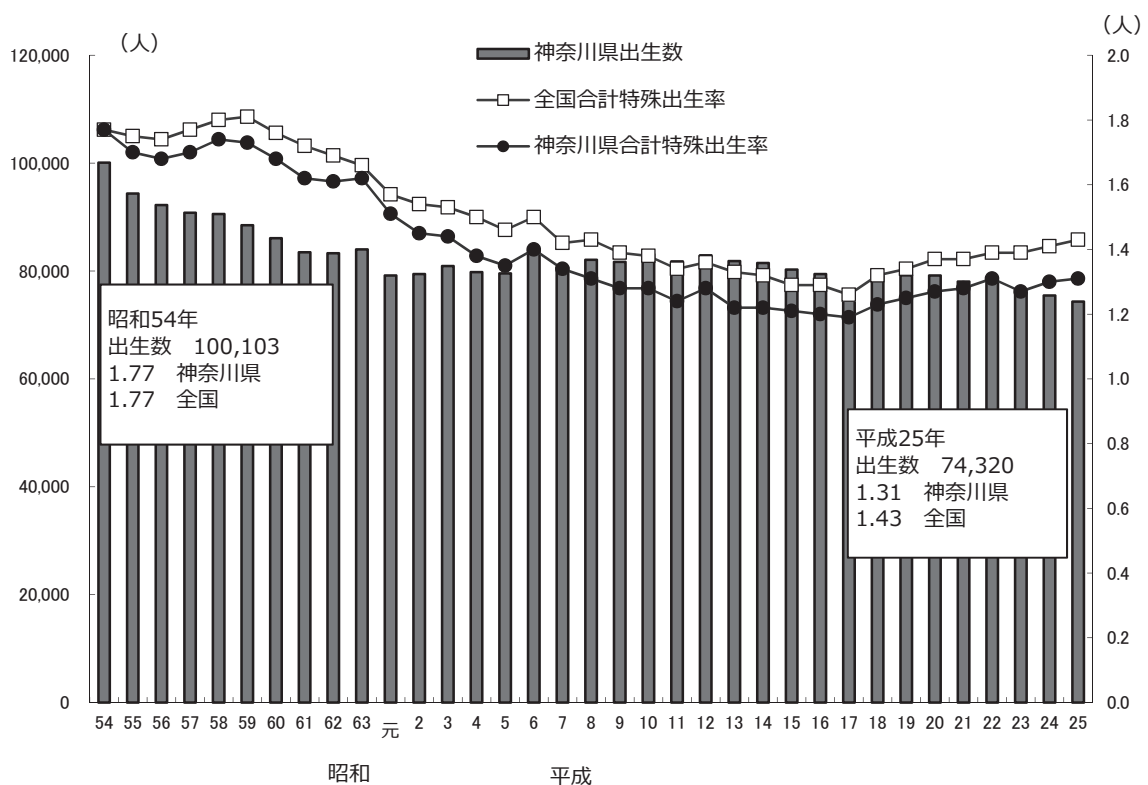
■ 年少人口数（都道府県別）

（平成26年1月1日現在）

多い都道府県			少ない都道府県		
1	東京都	1,549,702人	1	鳥取県	76,610人
2	神奈川県	1,188,340人	2	高知県	88,704人
3	大阪府	1,160,668人	3	島根県	90,132人
4	愛知県	1,062,002人	4	徳島県	94,189人
5	埼玉県	951,147人	5	山梨県	109,515人

（総務省「住民基本台帳年齢階級別人口」をもとに神奈川県次世代育成課作成）

■ 出生数、合計特殊出生率の推移（神奈川県、全国）



（厚生労働省「人口動態統計」をもとに神奈川県次世代育成課作成）

■ 合計特殊出生率（都道府県別）

全国 1.43

（平成25年）

高い都道府県			低い都道府県		
1	沖縄県	1.94	1	東京都	1.13
2	宮崎県	1.72	2	京都府	1.26
3	島根県	1.65	3	北海道	1.28
4	熊本県	1.65	4	神奈川県	1.31
5	長崎県	1.64	5	奈良県	1.31

※高い都道府県3位と4位は、表示桁数以下の数値により比較

（厚生労働省「人口動態統計」をもとに作成）

イ 結婚にかかる現状

全国的に男女とも晩婚化が進んでおりますが、本県は全国平均よりもさらに晩婚化が進んだ状況となっています。

また、生涯未婚率も全国の傾向と同様に増加しており、1970年（昭和45年）から2010年（平成22年）の40年間で、未婚率は男性は約10倍に、女性は約3倍に増えています。

未婚率が増加している背景には、若者の厳しい雇用環境における不安定な就労状況や、結婚に対する男女の意識の変化など、さまざまな要因があるといわれています。

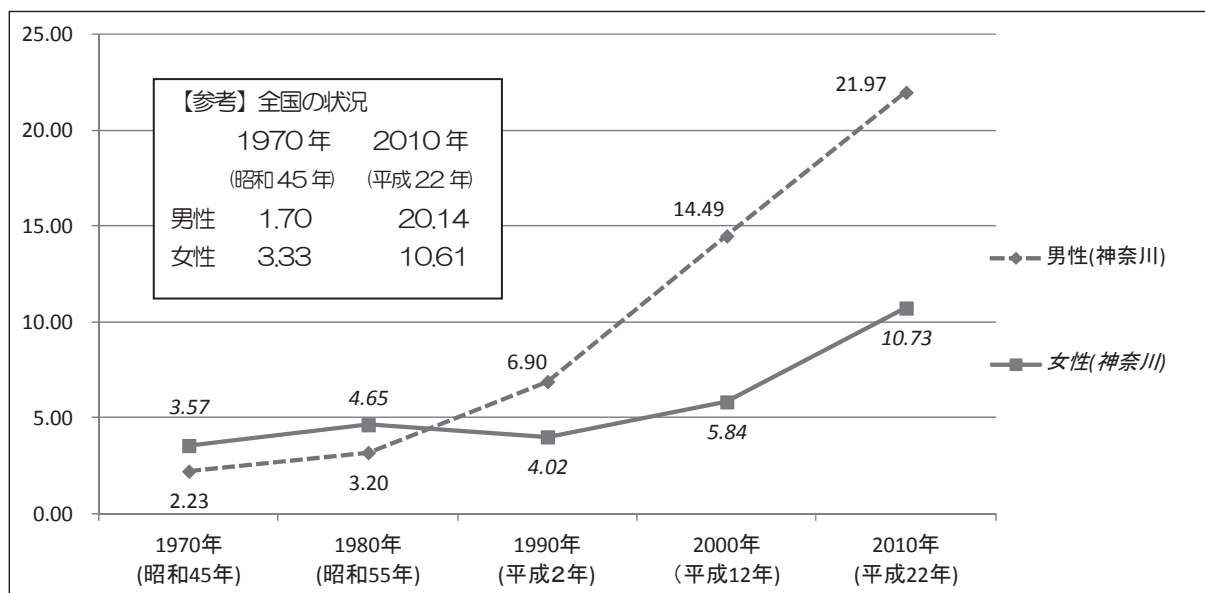
なお、全国的に見て、特に男性における未婚者の割合は、完全失業者や非正規雇用者が多くなっており、非正規雇用の割合は年々増加しています。

■ 平均初婚年齢の推移（全国、神奈川県）

		1980年 (昭和55年)	1990年 (平成2年)	2000年 (平成12年)	2010年 (平成22年)	2013年 (平成25年)
全 国	夫	27.8歳	28.4歳	28.8歳	30.5歳	30.9歳
	妻	25.2歳	25.9歳	27.0歳	28.8歳	29.3歳
神奈川県	夫	28.4歳	28.8歳	29.5歳	31.3歳	31.7歳
	妻	25.7歳	26.2歳	27.6歳	29.4歳	29.9歳

(厚生労働省「人口動態統計」をもとに神奈川県次世代育成課作成)

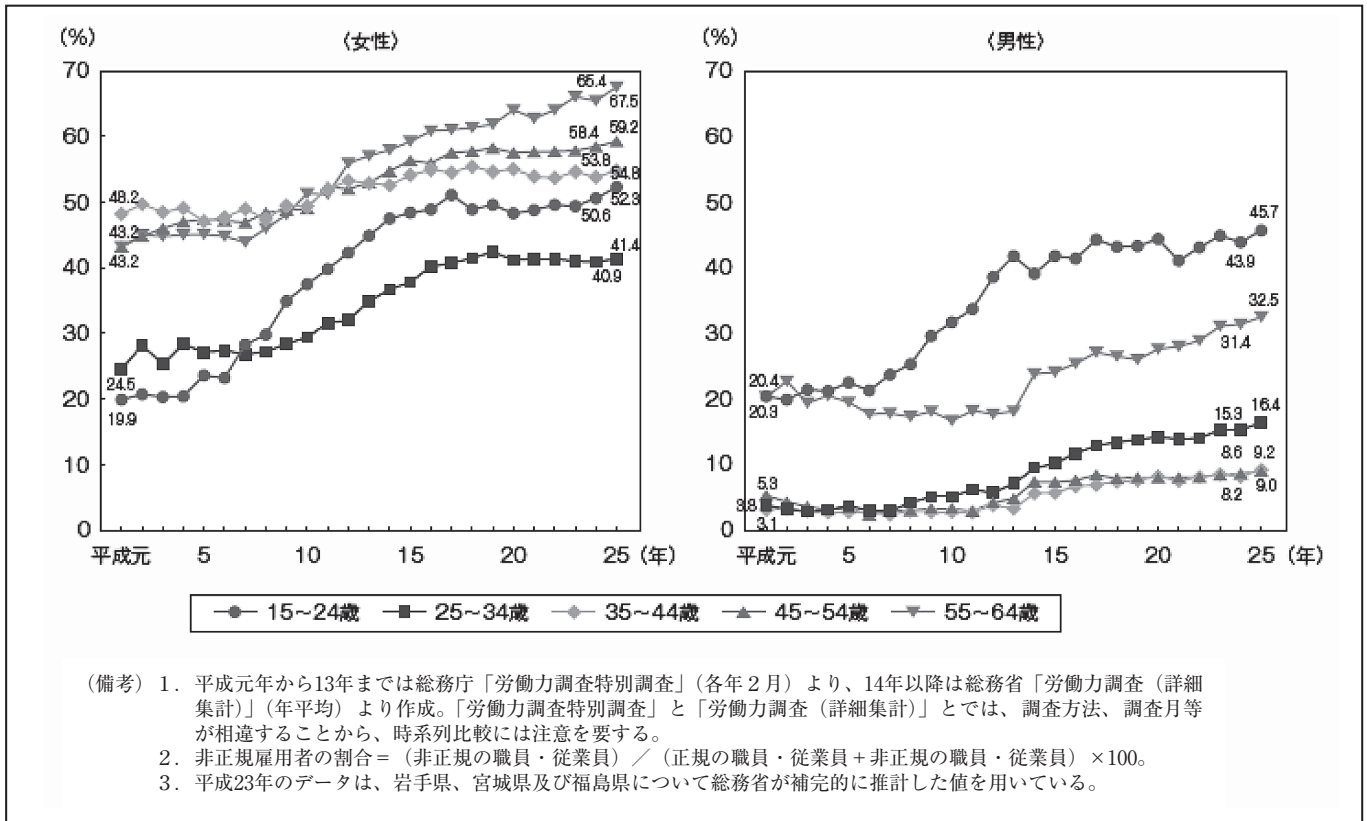
■ 生涯未婚率の推移（神奈川県）



※生涯未婚率は、45歳～49歳と50歳～54歳の未婚率の平均値であり、50歳時の未婚率

(国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集2014年版」をもとに神奈川県次世代育成課作成)

■ 男女別・年齢階級別非正規雇用の割合の推移（全国）



(内閣府「平成26年版男女共同参画白書」より)

■ 未婚者の生涯の結婚意思（全国）

生涯の結婚意思		第9回調査 (1987年)	第10回 (1992年)	第11回 (1997年)	第12回 (2002年)	第13回 (2005年)	第14回 (2010年)
【男 性】	いずれ結婚するつもり	91.8%	90.0	85.9	87.0	87.0	86.3
	一生結婚するつもりはない	4.5	4.9	6.3	5.4	7.1	9.4
	不詳	3.7	5.1	7.8	7.7	5.9	4.3
	総数（18～34歳） （集計客数）	100.0% (3,299)	100.0 (4,215)	100.0 (3,982)	100.0 (3,897)	100.0 (3,139)	100.0 (3,667)
【女 性】	いずれ結婚するつもり	92.9%	90.2	89.1	88.3	90.0	89.4
	一生結婚するつもりはない	4.6	5.2	4.9	5.0	5.6	6.8
	不詳	2.5	4.6	6.0	6.7	4.3	3.8
	総数（18～34歳） （集計客数）	100.0% (2,605)	100.0 (3,647)	100.0 (3,612)	100.0 (3,494)	100.0 (3,064)	100.0 (3,406)

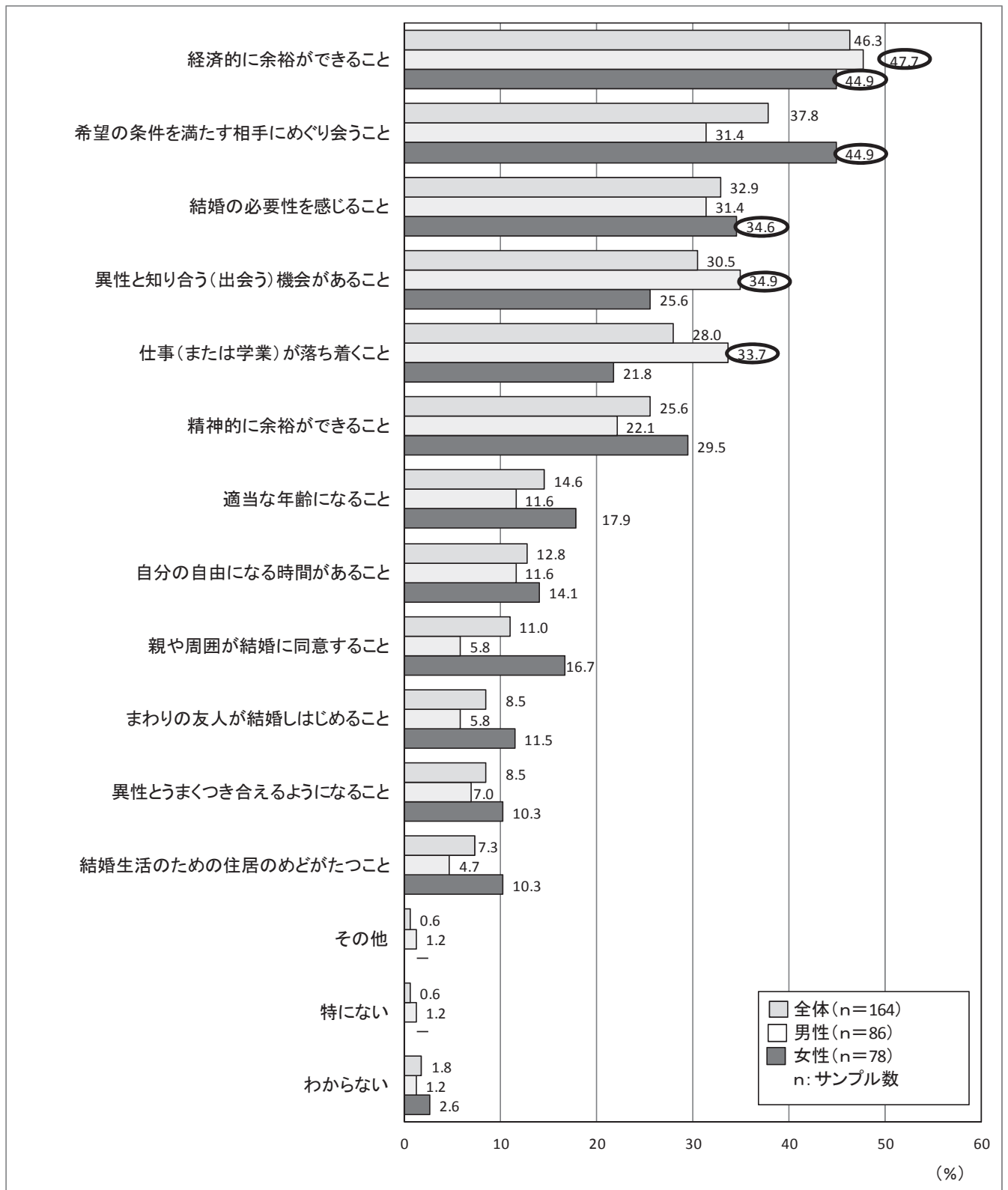
※対象は18～34歳未婚者

設問「自分の一生を通じて考えた場合、あなたの結婚に対するお考えは、次のうちどちらですか。」

(1. いずれ結婚するつもり、2. 一生結婚するつもりはない)

(国立社会保障・人口問題研究所「第14回出生動向基本調査」より)

■ 結婚を決心する状況（全国）



(内閣府「平成25年度「家族と地域における子育てに関する意識調査」報告書より)

ウ 家族のかたちの変化

県内の世帯構成では、子どものいる世帯が全体の4分の1以下となっています。また、核家族化が進行し、県内の18歳未満の子どものいる家庭では核家族率89.5%、6歳未満の乳幼児期の子どもがいる家庭では核家族率は92.2%となっています。

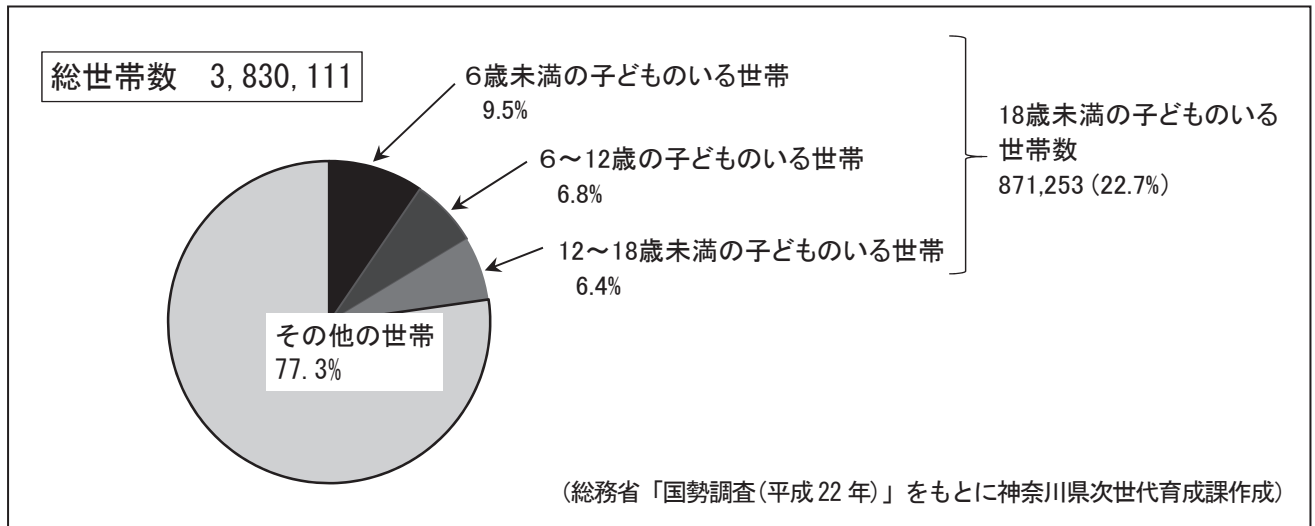
ひとり親家庭については、全国的に増加しており、本県でも母子世帯、父子世帯ともに増加しています。所得の状況は、特に母子世帯が児童のいる世帯と比べて低い水準となっています。

核家族化の進行の一方で、地域のつながりが薄くなっている状況があり、子育て中の親は祖父母や近隣の住民から日々の子育てにかかる助言や協力を得ることが困難な状況にあります。

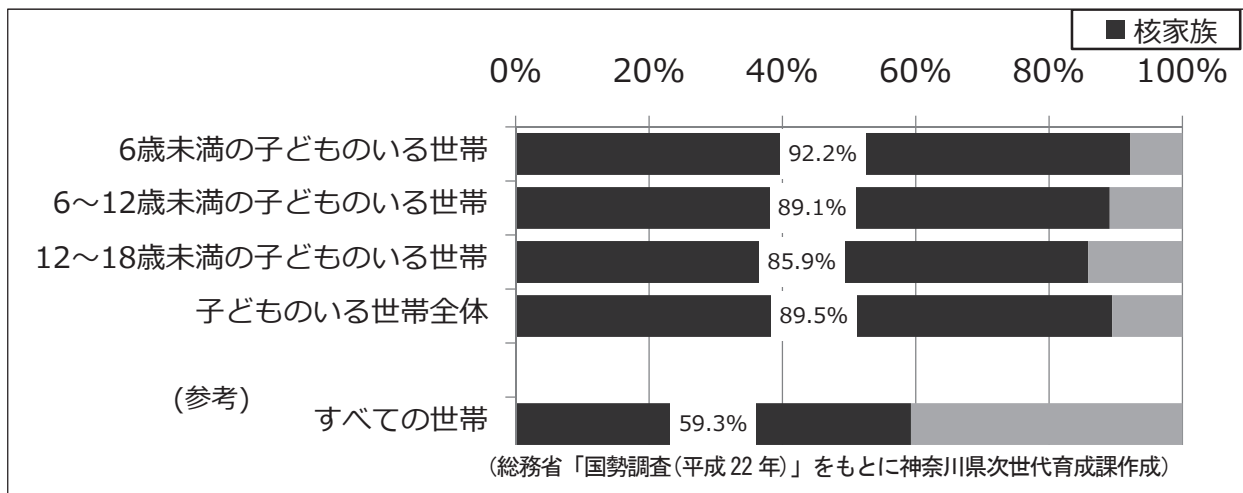
そのため、親の子育ての孤立化や負担感の増大、それに伴う児童虐待などが指摘されており、地域や社会全体で子どもや子育て家庭を支援することが求められています。

また、子どもの貧困率は増加する傾向にあり、経済的困難な家庭における格差の連鎖など、子どもの育ちに対する支援が求められています。

■ 子どもがいる世帯の割合（神奈川県）



■ 核家族の割合（神奈川県）



■ ひとり親家庭の状況（全国、神奈川県）

区分	平成17年調査		平成22年調査		増減（世帯数）	
	全国	神奈川県	全国	神奈川県	全国	神奈川県
一般世帯	49,062,530	3,549,710	51,842,307	3,830,111	2,779,777	280,401
ひとり親世帯	841,333	48,976	844,661	50,959	3,328	1,983
母子世帯	749,048 (1.5%)	42,711 (1.2%)	755,972 (1.5%)	44,412 (1.2%)	6,924	1,701
父子世帯	92,285 (0.2%)	6,265 (0.2%)	88,689 (0.2%)	6,547 (0.2%)	△ 3,596	282

※下段の（ ）は一般世帯に占める割合

（総務省「国勢調査(平成22年)」をもとに神奈川県子ども家庭課作成）

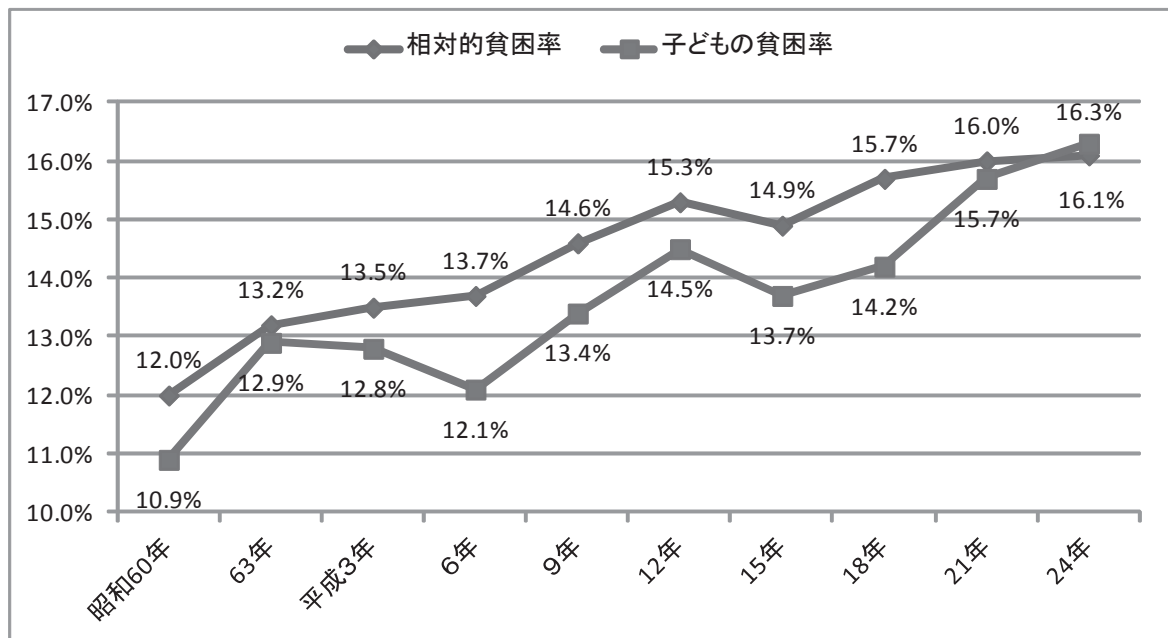
■ 母子世帯の所得の状況（全国）

（1世帯当たり平均所得金額 単位：万円）

	総所得	稼働所得	その他所得
全世帯	537.2	396.7	140.5
児童のいる世帯	673.2	603.0	70.1
母子世帯	243.4	179.0	64.4

（厚生労働省「平成25年国民生活基礎調査」をもとに神奈川県子ども家庭課作成）

■ 子どもの貧困率（全国）



※ 国民生活基礎調査における相対的貧困率：一定基準（貧困線）を下回る等価可処分所得（世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）しか得ていない者の割合

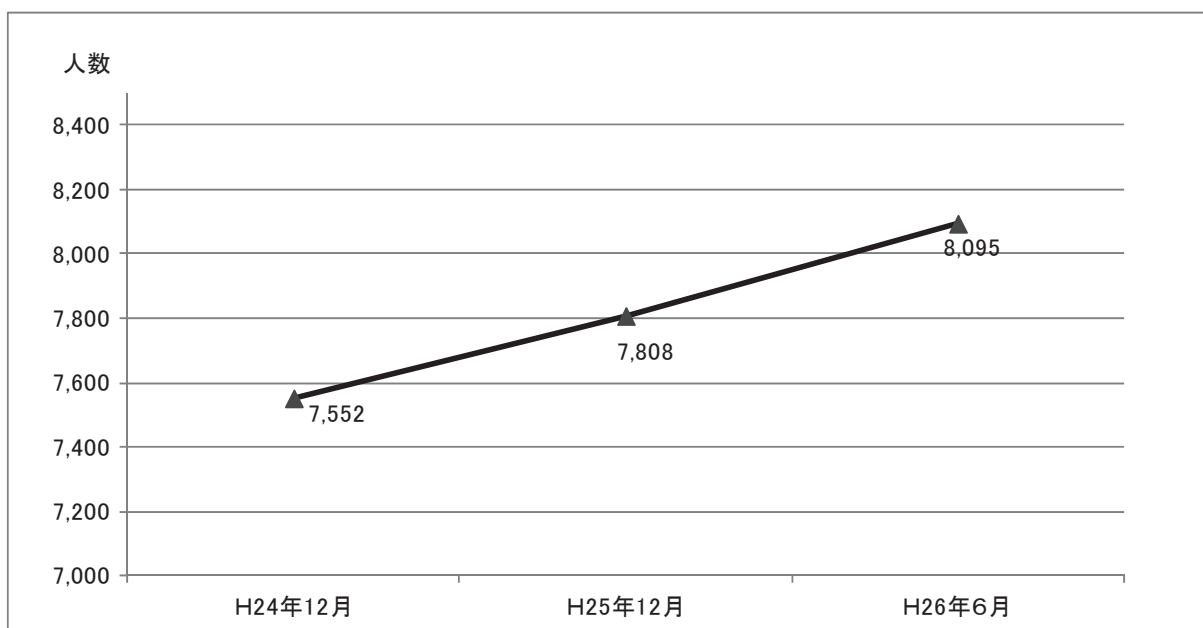
※ 貧困線：等価可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得の中央値の半分の額

※ 子どもの貧困率：子ども（17歳以下）全体に占める等価可処分所得が貧困線に満たない子どもの割合

※ 相対的貧困率：貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）に満たない世帯員の割合

（厚生労働省「平成25年度国民生活基礎調査」をもとに神奈川県次世代育成課作成）

■ 在留外国人就学前児童数の推移（神奈川県）



（法務省「在留外国人統計」をもとに神奈川県次世代育成課作成）

■ 在留外国人の就学前児童数（都道府県別）

（平成26年6月末現在）

0～5歳が多い都道府県		
1	東京都	16,600人
2	愛知県	10,169人
3	神奈川県	8,095人
4	埼玉県	6,479人
5	大阪府	5,962人

（法務省「在留外国人統計」をもとに神奈川県次世代育成課作成）

(2) 子ども・子育てをめぐる現状

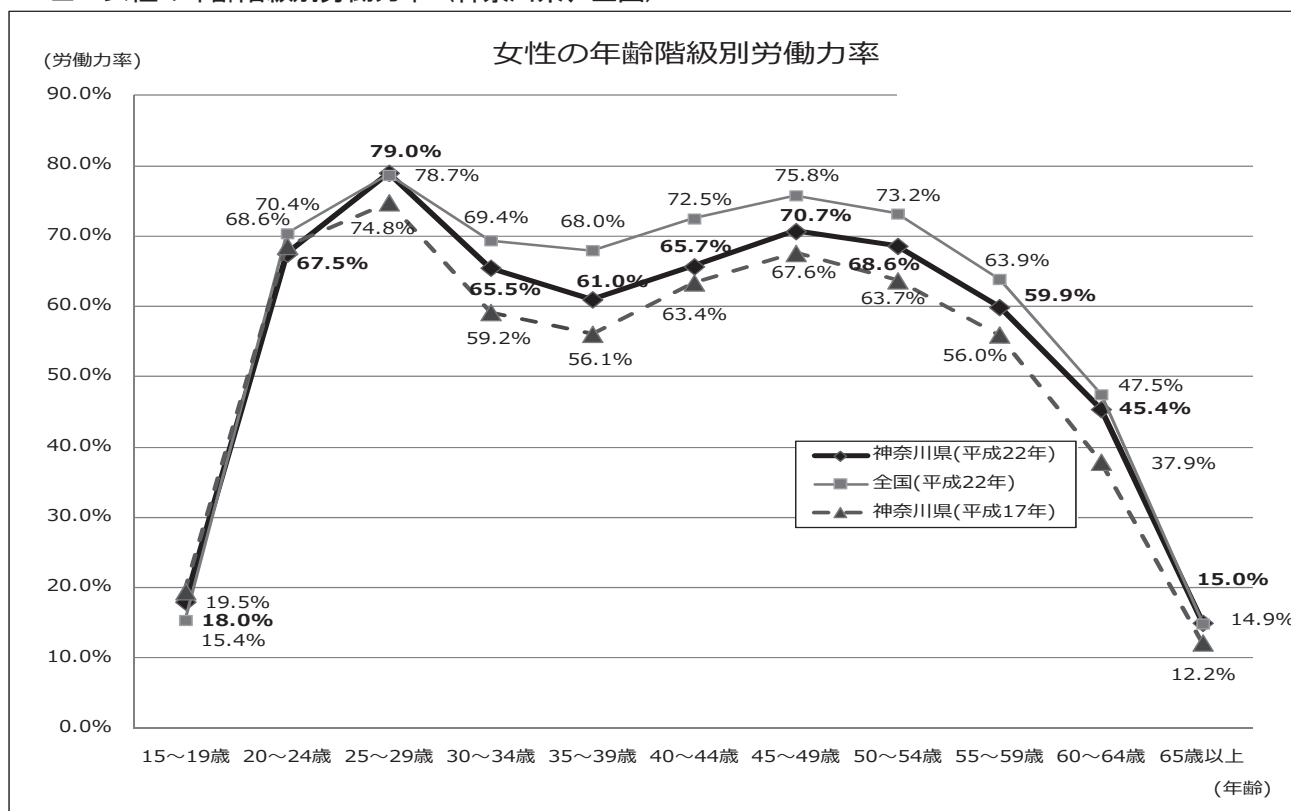
ア 親の状況

本県における女性の年齢階級別労働力率は、現在も「M字カーブ」を描いており、そのカーブは平成17年度に比べて浅くなっているものの、依然として全国平均よりも深くなっています。

M字カーブの底は35歳～39歳となっており、結婚、出産、育児を機に仕事を辞める女性が多くなっています。また、M字カーブの右の山が全国より低くなっており、再就職も全国より少ない状況となっています。

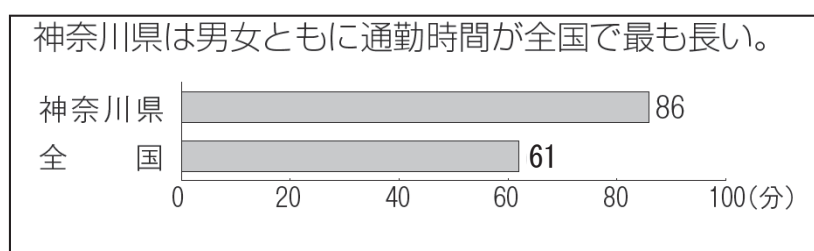
また、通勤時間については、本県は全国で最も長い時間となっており、延長保育の実施などの預け先の確保が必要となっています。

■ 女性の年齢階級別労働力率（神奈川県、全国）



(総務省「国勢調査(平成22年)」をもとに神奈川県次世代育成課作成)

■ 通勤・通学時間（雇用されている人・平日）（神奈川県、全国）



(総務省「平成23年社会生活基本調査」をもとに神奈川県次世代育成課作成)

イ 子どもの状況

県内の就学前児童の状況を見ると、3歳未満の約7割が在宅で育児されており、3歳から5歳の児童の大半が幼稚園や保育所等に通っています。特に、幼稚園の就園率が高く、全国で2位となっています。

保育所の利用については、利用率は全国で3番目に低いものの、利用数は全国4位と非常に多く、依然として保育ニーズの高まりは続いています。近年、保育所整備などの待機児童対策の取組みにより、保育所定員数は毎年増加しておりますが、保育所整備率は依然として全国最下位で、平成26年4月1日現在の政令・中核市を含めた本県の保育所入所待機児童数は1,079名（全国で5位）となっています。

また、保育所入所待機児童を年齢別にみると、特に3歳未満児が多く、全体の約8割を占めており、さらなる保育所の整備とともに、小規模保育や家庭的保育など、主に3歳未満児を対象とした保育事業との組み合わせによる保育の供給量の確保が求められます。

一方、幼児教育と保育を一体的に提供する認定こども園については、今後、さらに増加が見込まれる保育ニーズの供給策としての役割も期待されているところですが、現在、43園となかなか普及が進まない状況にあります。

なお、小学生の状況では、放課後児童クラブの登録児童数も年々増加しており、放課後の居場所の確保が課題となっています。

■ 就学前児童の状況（神奈川県）

（単位：人）

	就学前児童数	在宅	幼稚園	認可保育所	認可外保育施設	
					認定保育施設等	その他
0～2歳	230,487	166,318 (72.2%)	—	48,142 (20.9%)	9,762 (4.2%)	6,265 (2.7%)
3～5歳	229,368	10,728 (4.7%)	137,910 (60.1%)	69,782 (30.4%)	3,540 (1.5%)	7,408 (3.2%)
計	459,855	177,046 (38.5%)	137,910 (30.0%)	117,924 (25.6%)	13,302 (2.9%)	13,673 (3.0%)

※ 下段の（ ）は、年齢区分別における割合

※ 就学前児童数：平成26年1月1日現在 幼稚園：平成26年5月1日現在 認可保育所：平成26年4月1日現在

認可外保育施設：平成26年3月31日現在

※ 認定保育施設等：自治体が運営費等の支援を行っている施設

※ 割合については、表示桁数以下の端数処理により合計が100%とならない場合がある。

（神奈川県次世代育成課作成）

■ 幼稚園就園児数（都道府県別）

（平成26年5月1日現在）

多い都道府県			少ない都道府県		
1	東京都	170,673人	1	鳥取県	3,888人
2	神奈川県	137,910人	2	島根県	4,058人
3	大阪府	116,952人	3	高知県	4,211人
4	埼玉県	112,823人	4	福井県	4,768人
5	愛知県	96,825人	5	山梨県	6,403人

（文部科学省「平成26年度学校基本調査」をもとに神奈川県次世代育成課作成）

■ 幼稚園就園率（都道府県別）

全国 54.2%

（平成26年5月1日現在）

高い都道府県			低い都道府県		
1	沖縄県	79.1%	1	長野県	24.0%
2	神奈川県	66.9%	2	石川県	26.6%
3	埼玉県	66.2%	3	富山県	27.1%
4	宮城県	65.8%	4	新潟県	27.8%
5	福島県	65.3%	5	島根県	27.8%

※他県との比較については就学前児童数の年齢別内訳が不明であるため、学校基本調査における就園率を使用している。

（就園率＝修了者数／小学校第1学年児童数）

※低い都道府県4位と5位は、表示桁数以下の数値により比較

（文部科学省「平成26年度学校基本調査」をもとに神奈川県次世代育成課作成）

■ 保育所利用児童数（都道府県別）

（平成26年4月1日現在）

多い都道府県			少ない都道府県		
1	東京都	202,008人	1	徳島県	14,820人
2	大阪府	147,688人	2	鳥取県	16,412人
3	愛知県	139,688人	3	高知県	18,827人
4	神奈川県	117,924人	4	山梨県	19,372人
5	福岡県	105,076人	5	香川県	20,141人

（厚生労働省「保育所入所待機児童数（平成26年4月）
記者発表資料」をもとに神奈川県次世代育成課作成）

■ 保育所利用率（都道府県別）

全国 35.7%

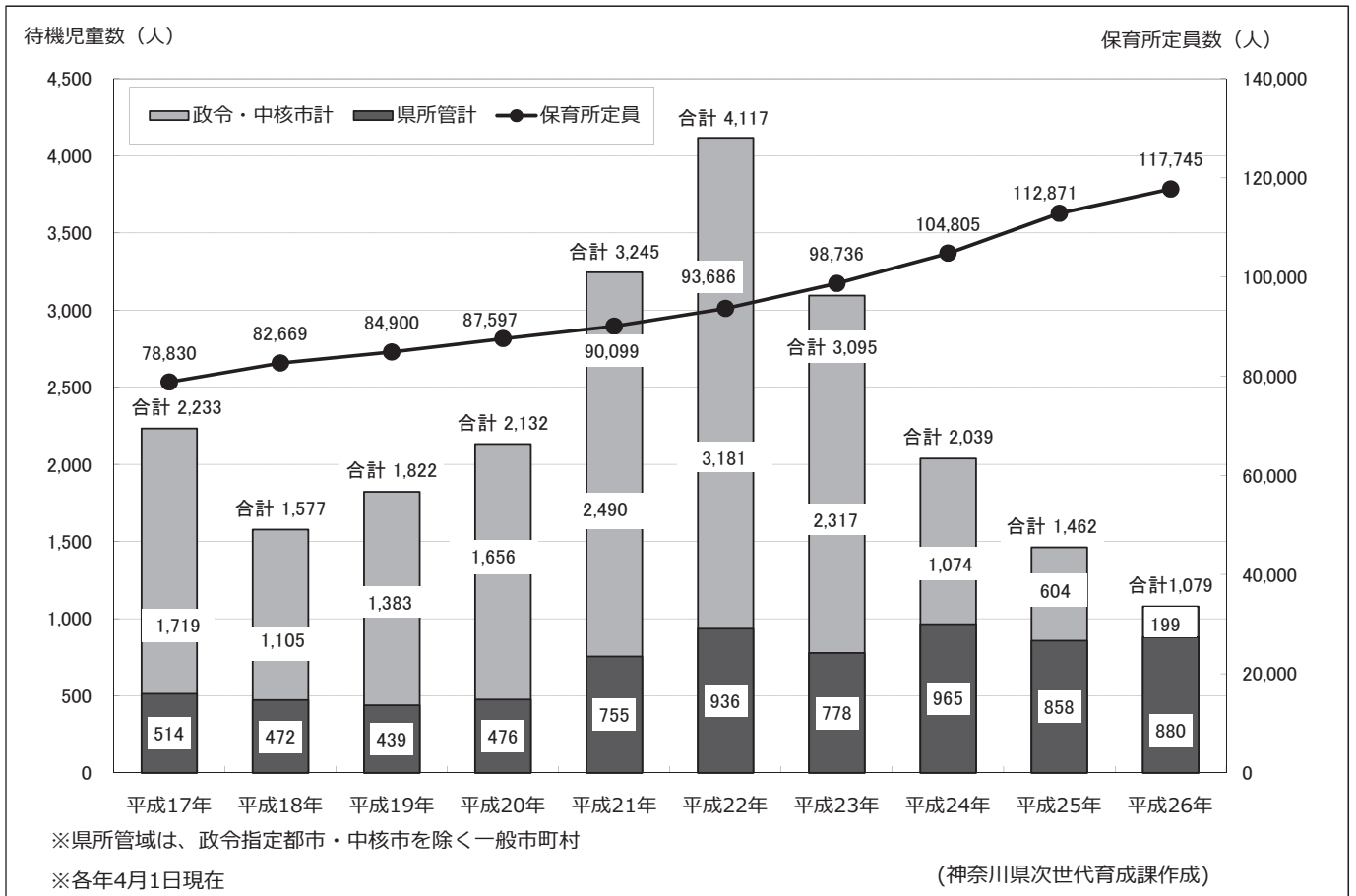
（平成26年4月1日現在）

高い都道府県			低い都道府県		
1	島根県	62.4%	1	福島県	25.1%
2	福井県	59.9%	2	埼玉県	25.3%
3	石川県	57.0%	3	神奈川県	25.6%
4	鳥取県	56.4%	4	千葉県	27.2%
5	高知県	56.0%	5	北海道	27.4%

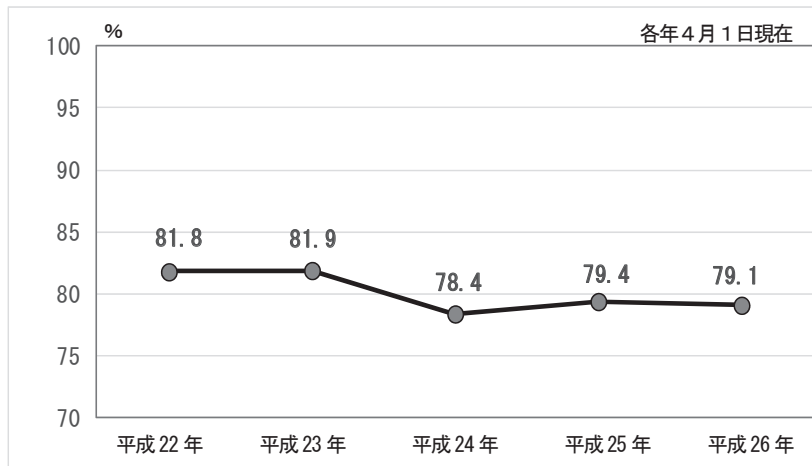
※保育所利用率＝保育所利用児童数／就学前児童数×100

（厚生労働省「保育所入所待機児童数（平成26年4月）
記者発表資料」をもとに神奈川県次世代育成課作成）

■ 保育所定員及び待機児童数の推移（神奈川県）



■ 待機児童に占める3歳未満児の割合の推移（神奈川県）



■ 保育所入所待機児童の状況（都道府県別）

(平成26年4月1日現在)

多い都道府県		
1	東京都	8,672人
2	沖縄県	2,160人
3	千葉県	1,251人
4	大阪府	1,124人
5	神奈川県	1,079人

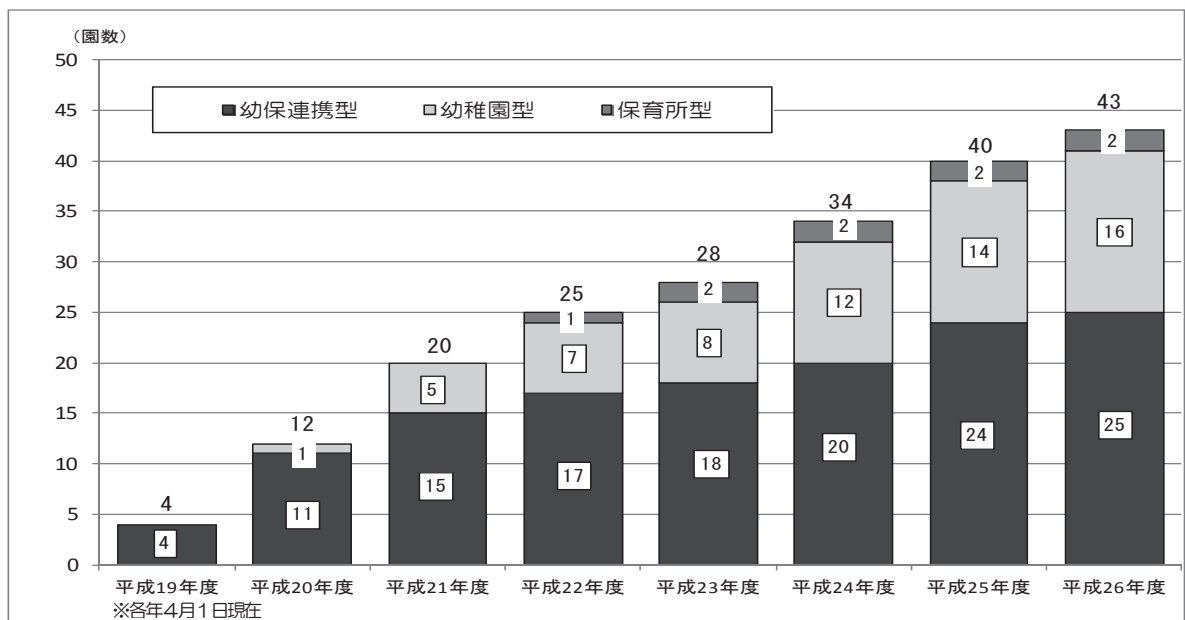
(厚生労働省「保育所入所待機児童数（平成26年4月）
記者発表資料」をもとに神奈川県次世代育成課作成)

■ 保育所整備率（都道府県別）

全国 37.1%		（平成26年4月1日現在）			
高い都道府県			低い都道府県		
1	高知県	65.2%	1	神奈川県	25.5%
2	島根県	63.3%	2	埼玉県	25.5%
3	石川県	62.6%	3	福島県	26.8%
4	福井県	62.6%	4	宮城県	27.2%
5	鳥取県	60.7%	5	千葉県	27.4%

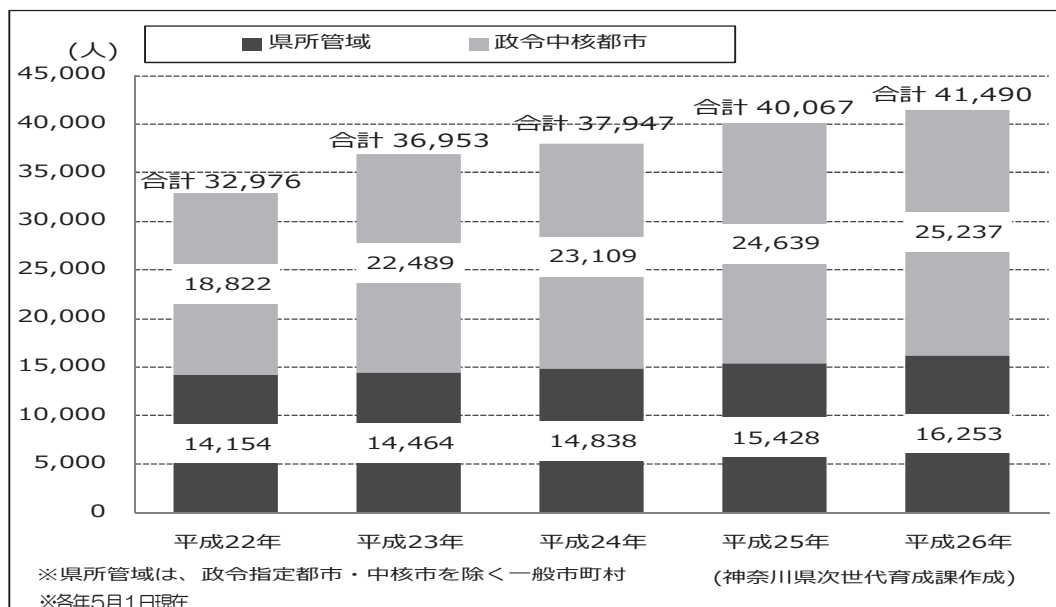
※保育所整備率＝認可保育所定員数/就学前児童数×100
 ※低い都道府県1位と2位は表示桁数以下の数値により比較
 （厚生労働省「保育所入所待機児童数（平成26年4月）
 記者発表資料」をもとに神奈川県次世代育成課作成）

■ 認定こども園数の推移（神奈川県）



（神奈川県次世代育成課作成）

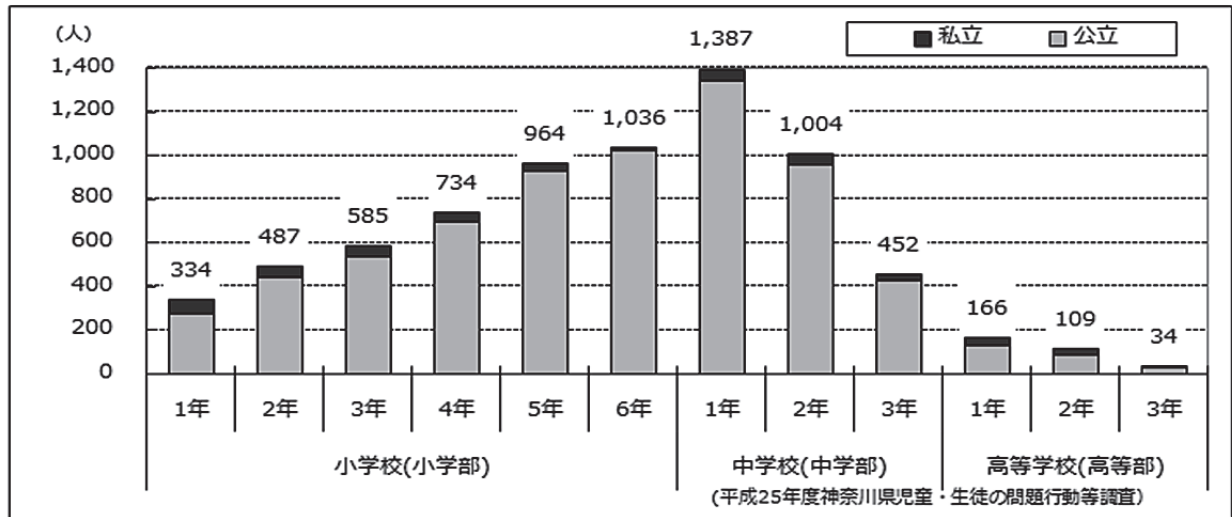
■ 放課後児童クラブ登録児童数の推移（神奈川県）



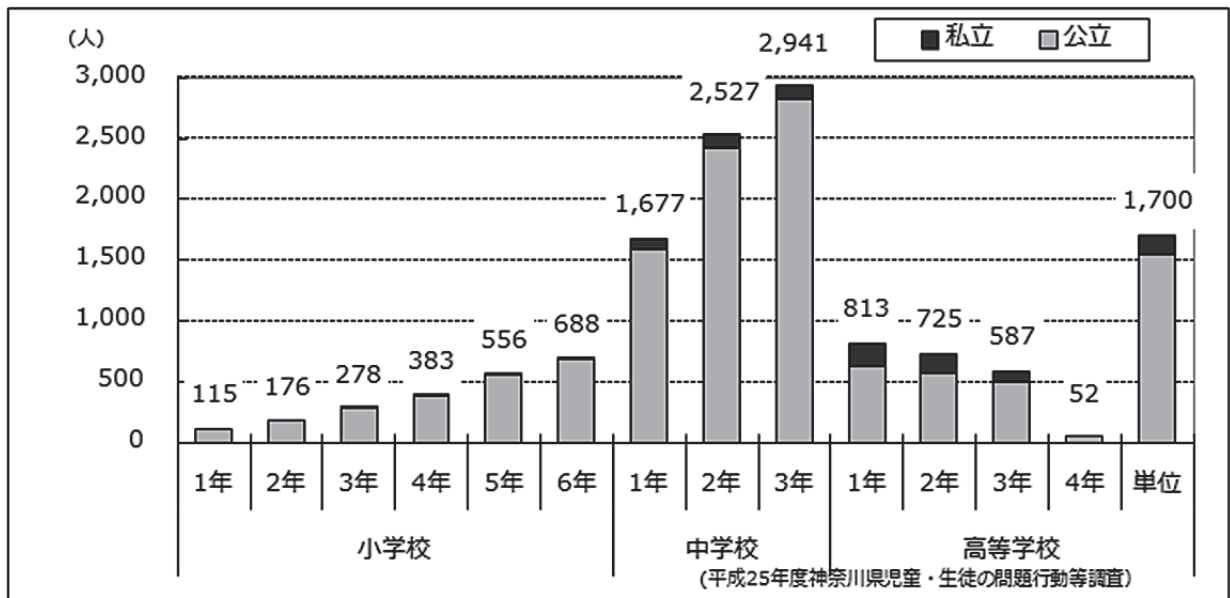
ウ いじめ・不登校の状況

いじめの積極的認知と早期対応に努めた結果、平成25年度の県内の公立・私立の小・中・高等学校のいじめ認知件数は7,292件で、小学校から学年が進むにつれて多くなり、中学1年が最も多く1,387件となっています。また、不登校児童・生徒数は13,218人で、中学3年が最も多くなっています。

■ いじめ認知件数（神奈川県） 総数 7,292 件 ※平成24年度 7,356件



■ 不登校の状況（神奈川県） 総数 13,218 人 ※平成24年度 13,672人

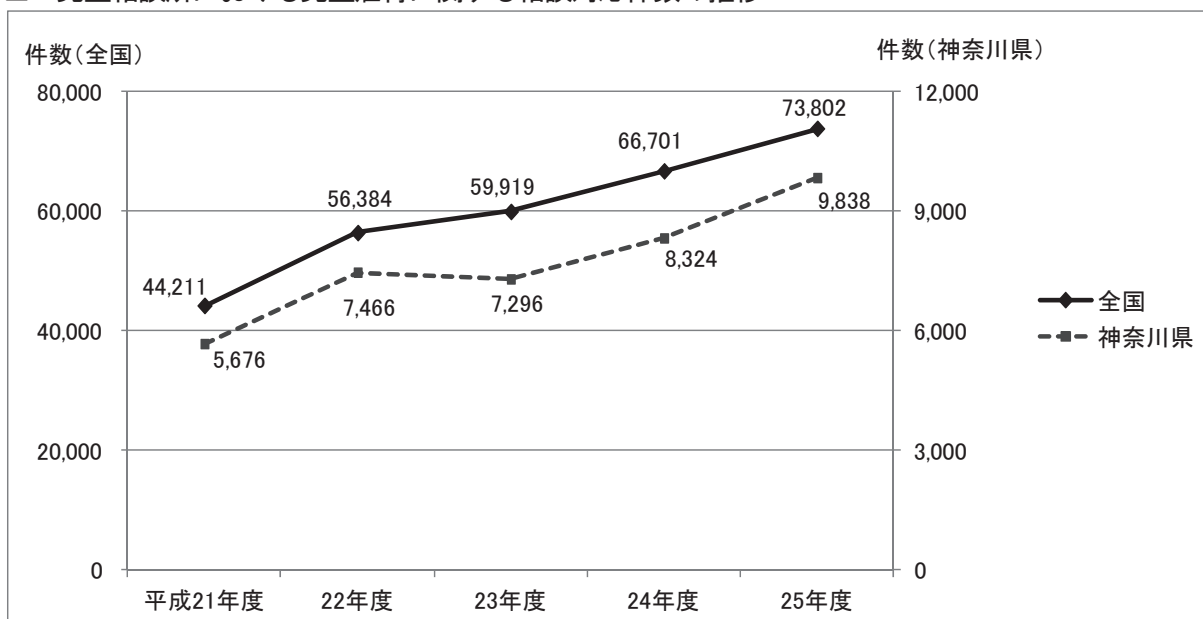


工 児童虐待の状況

県内の児童相談所で対応した虐待相談は増加傾向にあり、平成25年度では9,838件となっています。児童虐待の件数増加の背景には、核家族化や地域社会からの孤立など、子どもたちを取り巻く環境が厳しくなっており、子育てに関する問題も多様化、複雑化していること等が考えられます。一方、児童虐待に関する社会的な関心の高まりから、通告義務等についての周知が徹底され、早期発見や早期相談に繋がっている側面もあります。

なお、内容別では心理的虐待が最も多い割合を占めています。子どもの面前での配偶者間暴力（DV等）は心理的虐待として分類されており、近年、警察から児童相談所に児童通告される件数が増加しています。

■ 児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数の推移



(平成26年度全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議（厚生労働省）資料)

■ 児童虐待相談対応件数の推移（内容別）（神奈川県）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
身体的虐待	1,901 件 33.5%	2,557 件 34.2%	2,255 件 30.9%	2,435 件 29.3%	2,665 件 27.1%
保護の怠慢 ないし拒否	2,057 件 36.2%	2,437 件 32.6%	2,212 件 30.3%	2,286 件 27.5%	2,459 件 25.0%
心理的虐待	1,573 件 27.7%	2,324 件 31.1%	2,727 件 37.4%	3,484 件 41.9%	4,578 件 46.5%
性的虐待	145 件 2.6%	148 件 2.0%	102 件 1.4%	119 件 1.4%	136 件 1.4%
計	5,676 件 100.0%	7,466 件 100.0%	7,296 件 100.0%	8,324 件 100.0%	9,838 件 100.0%

※政令市・中核市を含む

(神奈川県子ども家庭課作成)

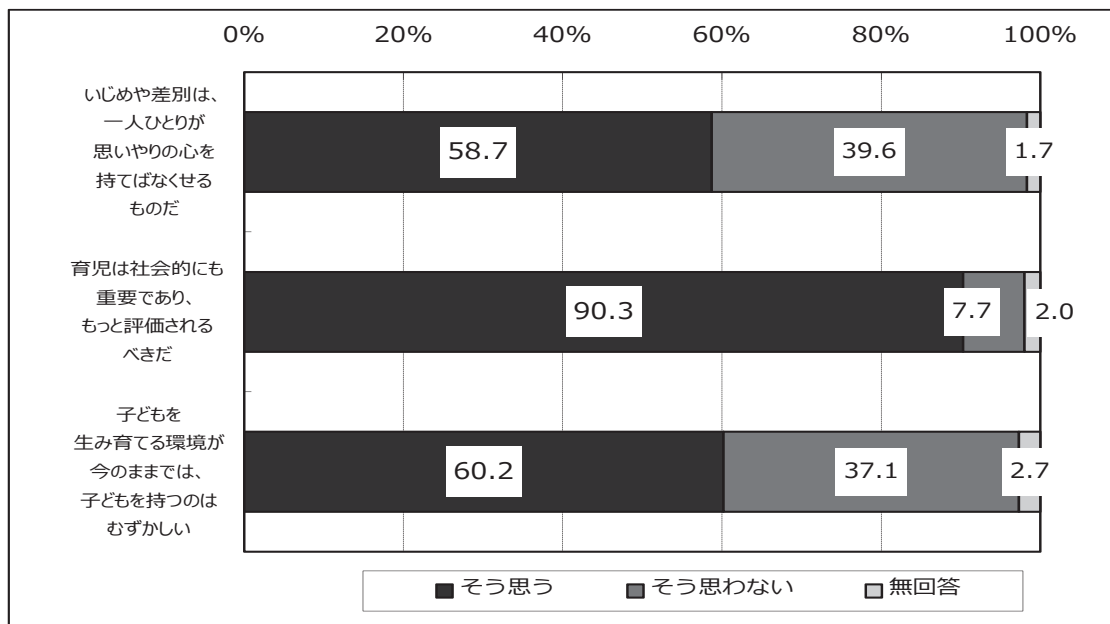
※割合については、表示桁数以下の端数処理により合計が100%とならない場合がある。

オ 子育てをめぐる県民の意識

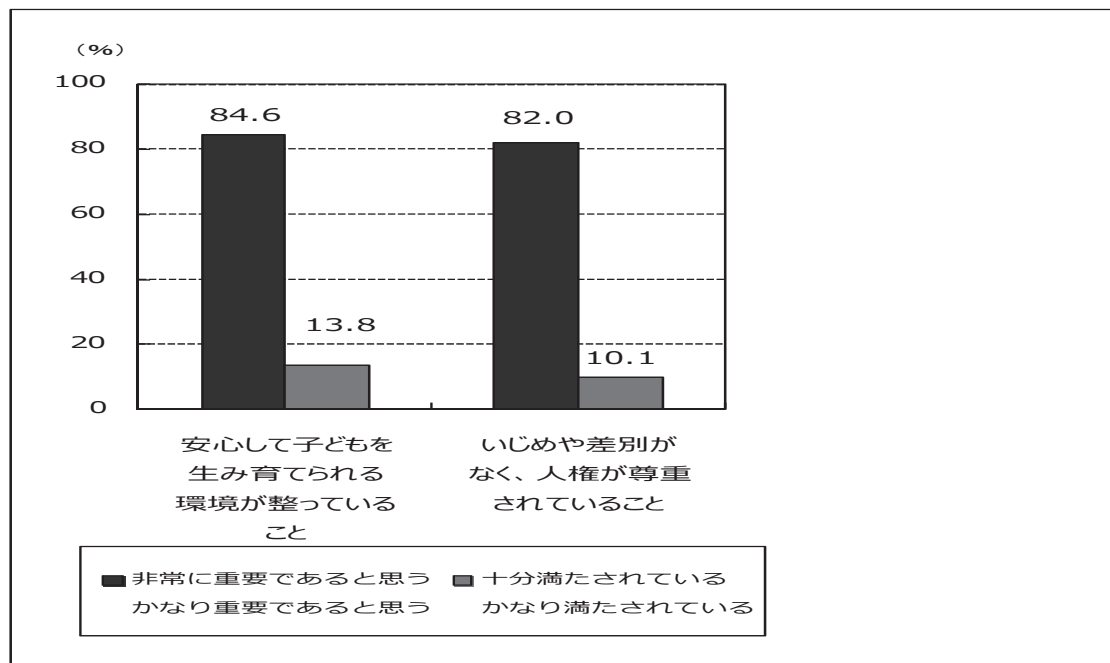
県民ニーズ調査結果による県民の生活意識やくらしの満足度では、「育児は社会的にも重要であり、もっと評価されるべきである。」と考える県民が9割を超えています。また、「安心して子どもを産み育てられる環境が整っていること」を重要と答えた県民が84.6%に対し、満たされているとの回答は13.8%となっており、子育て環境の整備が求められています。

なお、地域における子育て支援のニーズの増加の状況を背景として、子どもの健全育成のために活動するNPO等団体は、年々増加しており、今後は、行政、企業とのさらなる連携・協働による地域の子育て支援の充実が期待されています。

■ 県民ニーズ調査（平成25年）生活意識（神奈川県）

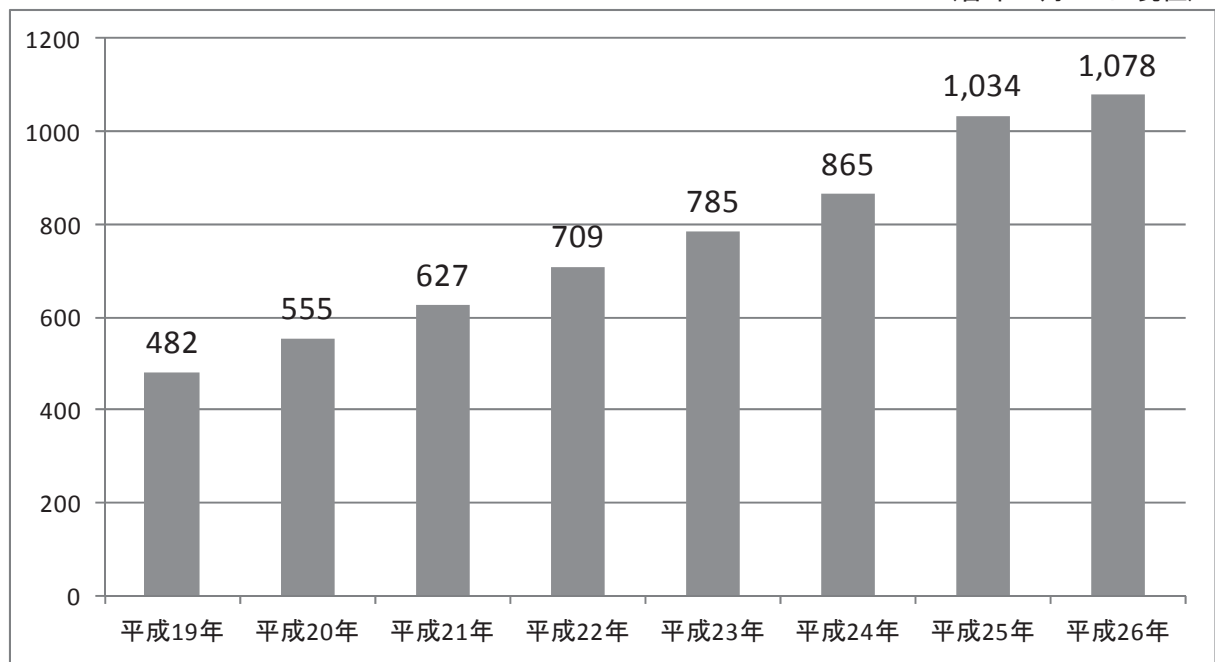


■ 県民ニーズ調査（平成25年）くらしの満足度（神奈川県）



■ 子どもの健全育成分野で活動するNPOの数の推移（神奈川県）

（各年3月31日現在）



（内閣府NPO法人ポータルサイト「過去の推移」をもとに神奈川県次世代育成課作成）

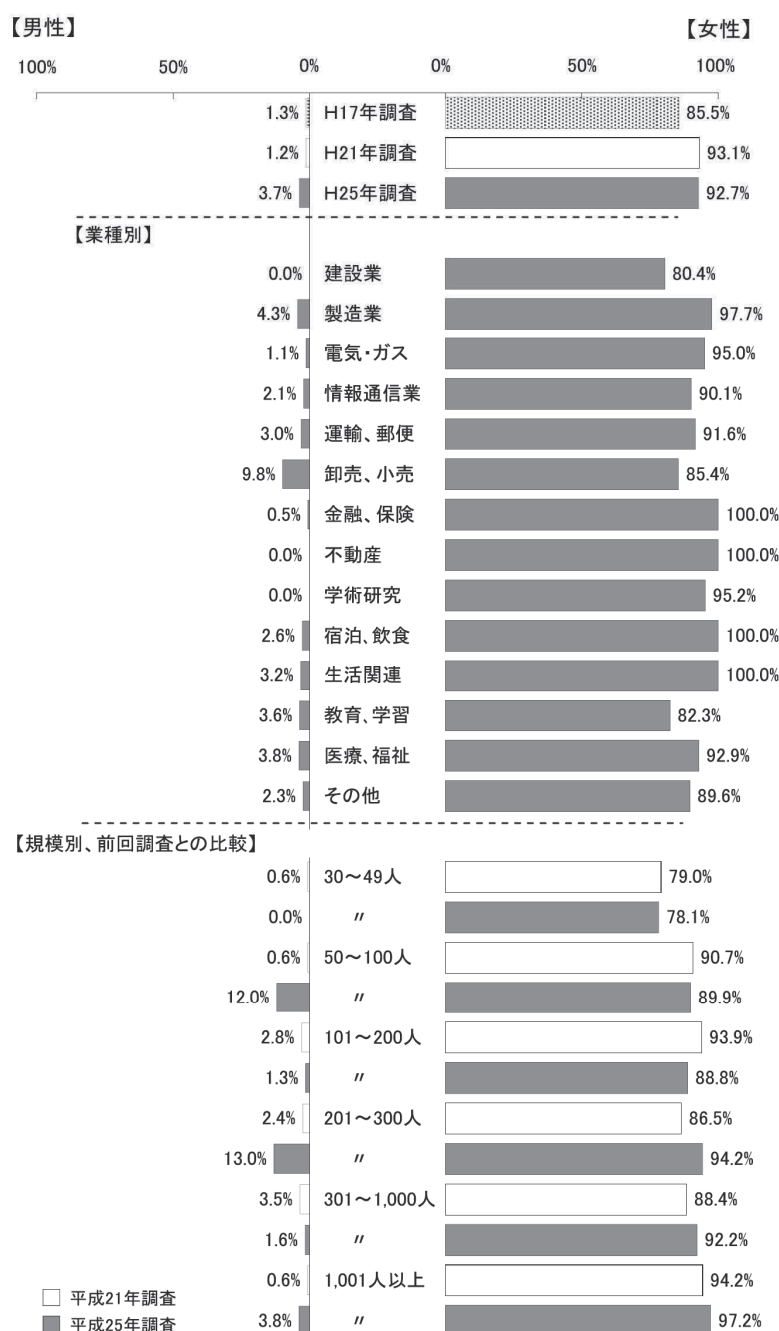
(3) 仕事と子育ての両立の状況

ア 育児休業の取得状況等

本県の平成 25 年 10 月「働く環境に関する事業所調査」によると、出産者（男性の場合は配偶者）に占める育児休業の取得割合は、男性 3.7%、女性は 92.7%となっており、依然として男性の取得割合は低い状況にあります。

そのため、ワーク・ライフ・バランスの普及にかかる企業（事業者）へのさらなる働きかけや、子どもを持つ親が希望に応じた多様な働き方ができるような環境づくりが求められています。

■ 育児休業の取得状況（神奈川県）〔性別、業種別、企業規模別〕



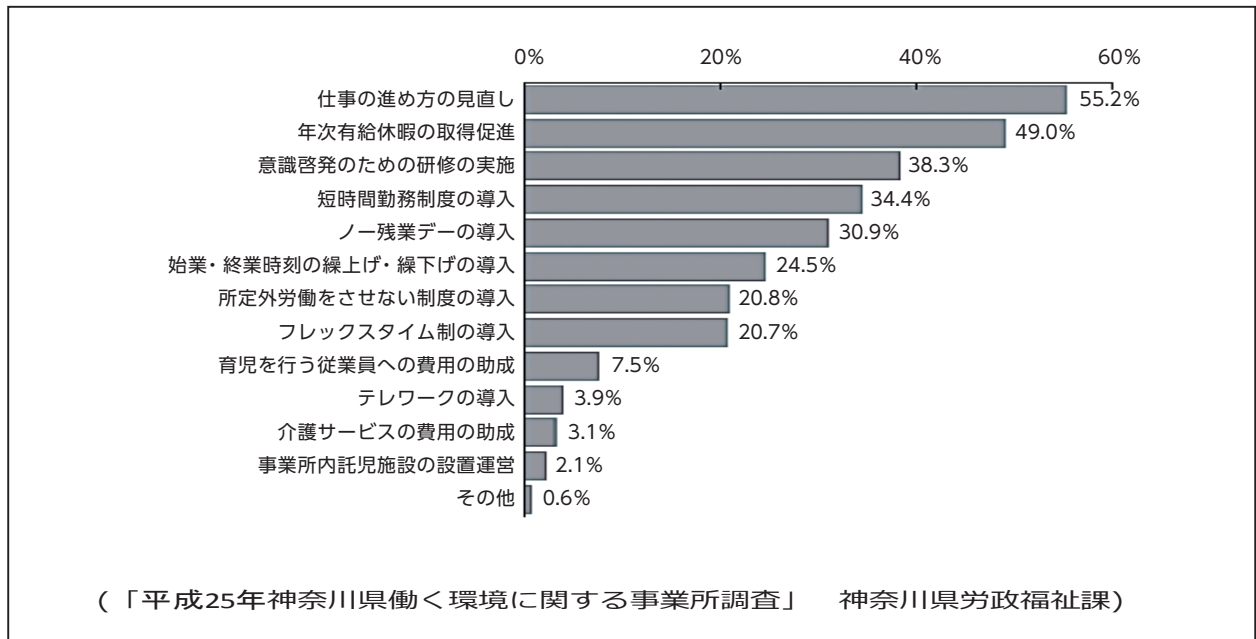
（「平成 25 年神奈川県働く環境に関する事業所調査」 神奈川県労政福祉課）

イ 企業の意識と取組み

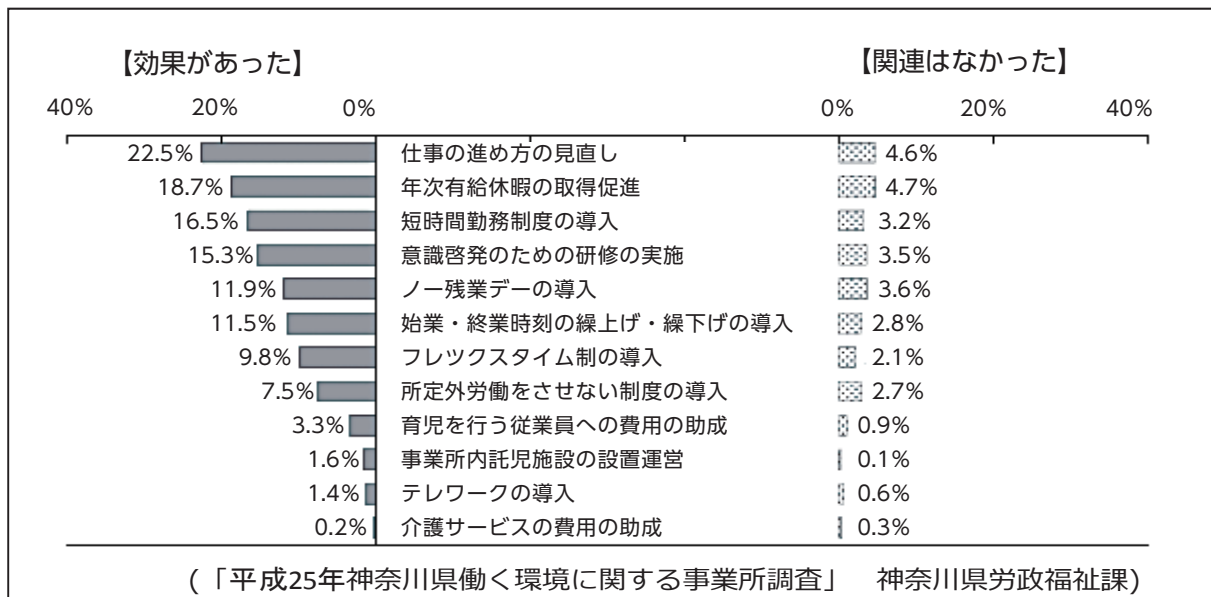
「働く環境に関する事業所調査」では、ワーク・ライフ・バランス推進の取組みとして、「仕事の進め方の見直し」(55.2%)と「年次有給休暇の取得促進」(49.0%)を実施している事業所が多く、「意識啓発のための研修の実施」(38.3%)、「短時間勤務制度の導入」(34.4%)がそれに続いています。

また、ワーク・ライフ・バランス推進の取組みで、企業業績の向上に効果があった取組みとしては、「仕事の進め方の見直し」(22.5%)、「年次有給休暇の取得促進」(18.7%)を挙げる事業所が多くなっています。

■ ワーク・ライフ・バランス推進のための制度及び取組みの実施状況（神奈川県）



■ ワーク・ライフ・バランス推進の取組みと企業業績の向上（神奈川県）



2 国・県の取組み

(1) 国の取組み

国では、平成 15 年に次世代育成支援対策推進法を制定し、それを受けて地方公共団体及び事業主においては、10 年間の集中的・計画的な取組みを推進するための行動計画を策定し、次世代育成支援対策の推進を図ってきました。

また、ほぼ同時に制定された少子化社会対策基本法に基づき、総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の大綱として「少子化社会対策大綱」(平成 16 年)、その後「子ども・子育てビジョン」(平成 22 年)が閣議決定され、各般の取組みが実施されてきました。

一方、平成 19 年には「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」と「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。平成 22 年には新たな視点や取組みを盛り込んだ内容に改定され、健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会や、多様な働き方・生き方が選択できる社会などの実現に向けた取組みが進められてきています。

さらに、都市部を中心として保育所の待機児童が急増している状況を受け、平成 20 年 2 月からは 10 年後の具体的な目標値を定め保育サービスの充実を図る「新待機児童ゼロ作戦」が展開され、また、平成 21 年には「安心こども基金」の設置が行われました。

そのような中、平成 24 年 8 月には、特に子ども・子育ての分野について、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供や地域の子ども・子育て支援の充実等のため、子ども・子育て支援法などのいわゆる子ども・子育て関連 3 法が制定され、子ども・子育て支援新制度が平成 27 年度より施行されることとなりました。

新制度では、子育て家庭のニーズに合った質の高い幼児期の教育・保育や地域の子育て支援を行えるよう計画的な保育所等の整備を行うこととなりましたが、新制度導入に先駆けて、平成 29 年度までに待機児童の解消を進める「待機児童解消加速化プラン」が平成 25 年度から行われることになり、地方自治体では、保育所等の整備のほか、保育士等の人材の確保の取組みも進めています。

一方、少子化対策の動きとしては、平成 25 年 6 月には、「少子化危機突破のための緊急対策」が少子化社会対策会議で決定され、子育て支援や働き方の改革の一層の強化とともに、結婚・妊娠・出産・育児の「切れ目のない支援」や、多子世帯への支援、産後ケアの強化等を進めていくこととされました。

こうした中、次世代育成支援対策推進法に基づく 10 年間の取組みにより、合計特殊出生率がやや持ち直し、また、仕事と子育てが両立できる雇用環境の整備等が一定程度進んだものの、少子化の流れが変わったとまでは言えないことから、引き続き期限を区切った集中的・計画的な対策の推進・強化のため、平成 26 年 4 月に法の有効期限を 10 年間延長する改正を行い、引き続き次世代育成支援のための取組みをすることとされました。

さらに、平成26年12月に、地方創生法に基づくまち・ひと・しごと創生「長期ビジョン」及び「総合戦略」が閣議決定され、人口問題に関する国民の認識の共有を目指すとともに、若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現など人口減少の克服に取り組むことが示されました。

(2) 神奈川県における取組み

本県では、次世代育成支援対策推進法に基づく取組みとして、平成17年に法定の地域行動計画「かながわぐるみ・子ども家庭応援プラン（前期計画）」を定め、3つの基本目標と10本の重点プログラム、6つの施策分野における主な取組み、目標値等を掲げて、21年までの5年間に様々な取組みを推進しました。

特に、前期計画では、重点プログラムの一つの取組みとして、平成19年3月に「神奈川県子ども・子育て支援推進条例」を制定（同年10月施行）し、「生まれてきてよかった」「生み育ててよかった」と実感できる神奈川を目指して、この条例に基づく新たな取組みも展開してきたところです。

なお、この条例については、平成25年に条例の見直し時期が到来したため、見直しを行いました。引き続き同様の取組みを進めることとしています。

この前期計画については、平成22年に「後期計画」に改定し、後期計画では、3つの基本目標と3つの視点、7つの分野別プログラムを設定し、26年度までの5年間に様々な取組みを進めてきたところです。

一方、県の総合計画では、平成19年7月に策定した「神奈川力構想・実施計画」において、子ども・子育て支援にかかる主要な取組みを「戦略プロジェクト」に位置づけ、平成22年度までの4年間の数値目標等を掲げて施策を展開しました。

なお、その後は、平成24年3月に策定した「かながわグランドデザイン実施計画プロジェクト編」における「柱Ⅳ 次世代を担う心豊かな人づくり」の中で、引き続き同様に取組みを進めています。

	国	県
	平成元年の合計特殊出生率1.57ショック＝少子化の認識が一般化	
平成6年	エンゼルプランの策定(12月) (平成7年～11年度：子育て支援のための環境整備)	「かながわ子ども未来計画」策定(3月) (平成9～13年度の計画)
9年	新エンゼルプランの策定(12月) (平成12年～16年度：総合的な少子化対策)	
11年		「少子化時代の子育て支援取組指針」策定(3月)
14年	少子化対策プラスワン(9月)＜厚生労働大臣報告＞	
15年	次世代育成支援対策推進法 (7月) 地域行動計画：全市町村・全都道府県に義務付け 事業主行動計画：一定規模以上の企業等及び全地方公共団体に義務付け 改正児童福祉法 (7月) 地域の子育て支援：市町村の役割として法定 保育計画：待機児童の多い市町村・都道府県に義務付け 少子化社会対策基本法 (7月)＜議員立法＞	「神奈川力構想・プロジェクト51」への位置づけ(3月)
16年	少子化社会対策大綱 (6月)＜閣議決定＞ ↓ 子ども・子育て応援プラン(12月) (平成17～21年度：重点的施策の具体的実施計画)	・福祉21推進会議次世代育成支援部会 [16年4月・部会名称等変更後、17年度末廃止] ・神奈川県次世代育成支援対策推進会議 [17年6月設置・19年3月廃止] ・神奈川県次世代育成支援対策推進協議会 [16年6月設置・18年4月名称変更・19年9月廃止]
17年		「かながわぐるみ・子ども家庭応援プラン」策定(3月) (平成17～21年度：重点プログラムの一つに条例制定を位置づけ)
18年	新しい少子化対策について(6月)	
19年	「子どもと家族を応援する日本」重点戦略決定 「仕事と生活の調和(ワークライフバランス憲章)」及び 「仕事と生活の調和推進のための指針」(12月)	神奈川県子ども・子育て支援推進条例(3月制定10月施行) ・神奈川県子ども・子育て支援推進会議設置(3月) ・神奈川県子ども・子育て支援推進協議会設立(10月) 「神奈川力構想・実施計画」への位置づけ(7月)
20年	「新待機児童ゼロ作戦」の展開(2月～) 社会保障機能強化のための緊急対策～5つの安心プラン(7月) 社会保障国民会議最終報告(12月)	
21年	児童福祉法改正 (12月) 子育て支援事業(家庭的保育事業等)：法律的位置づけ 困難な状況にある子ども等に支援強化：里親制度改正等 次世代育成支援対策推進法改正 (12月) 地域行動計画策定等への労使の参画、定期的評価等 事業主行動計画義務付け事業主拡大等 平成20年度第二次補正予算：子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金) 平成21年度予算：安心こども基金の拡充	安心こども基金設置(3月)
22年	育児・介護休業法改正 (7月) 子ども・子育てビジョン (1月)＜閣議決定＞ 少子化対策から子ども・子育て支援へ 子ども・子育てシステムの基本制度要綱決定(6月)	「かながわぐるみ・子ども家庭応援プラン」改定計画策定(3月) (平成22～26年度)
23年	子ども・子育て新システムの基本制度について (3月)＜少子化社会対策会議決定＞ 消費税関連法案とともに、子ども・子育て支援法案等提出(3月) 社会保障・税一体改革に関する確認書(6月)	「かながわグランドデザイン」への位置づけ(3月)
24年	子ども・子育て関連3法 (8月)成立	
25年	待機児童解消加速化プラン(5月) 少子化危機突破のための緊急対策閣議決定(6月)	神奈川県子ども・子育て会議設置(9月) 神奈川県子ども・子育て支援推進条例見直し(9月)
26年	次世代育成支援対策推進法改正 (4月) 10年の延長、地域行動計画の策定(任意) まち・ひと・しごと創生「長期ビジョン」及び「総合戦略」 (12月)＜閣議決定＞	
27年	子ども・子育て支援新制度施行 (4月)	かながわ子どもみらいプラン策定(3月) (平成27～31年度)

3 次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画「かながわぐるみ・子ども家庭応援プラン（後期計画）」の分析・評価

(1) 後期計画の概要

県では、これまで「かながわぐるみ・子ども家庭応援プラン」に、「3つの基本目標」と「3つの視点」、「7つの分野別プログラム」における主な取組み、計画の目標値等を掲げ、様々な取組みを推進してきました。

また、これらの主な取組みは、県の総合計画にも位置付けて積極的な取組みを進めてきました。

【参考】県の総合計画における子ども・子育て支援等の取組み

◆ 『神奈川力構想・実施計画（H19～H22）』における関連する主な戦略プロジェクト

- 16 子ども・子育て支援のしくみづくり
- 17 支援を必要とする子ども・家庭への総合的な対応
- 18 青少年が心豊かに育ち、自立できる社会づくり
- 19 不登校、いじめ、暴力行為への総合的な対応 など

◆ 『かながわグランドデザイン(H24～H26)』における関連する主なプロジェクト

- 13 子ども・子育て応援社会の推進
- 14 子どもの安心のための総合的な支援
- 15 明日のかながわを担う人づくり

なお、平成19年3月に前期計画の取組みとして制定した「神奈川県子ども・子育て支援推進条例（10月施行）」については、施行から5年を経過したことに伴い、平成25年9月に条例の見直し作業を行い、引き続き取組みを進めることとしました。

(2) 後期計画の達成状況

計画の目標値（H26年度を最終年度）は、7つの分野別プログラムに沿って43項目で45の目標を定めており、現段階では概ね達成の見込みとなっています。（平成25年度実績）

全体 43項目 45目標

- ・うち数値目標 28目標 達成率（全体）85.0%
 - 100%以上 9目標
 - 75%以上～100%未満 10目標
 - 50%以上～75%未満 7目標
 - 50%未満 2目標
- ・数値目標以外の 17目標 目標達成する見込みのもの 16目標

【後期計画の目標値等と達成状況（平成25年度実績）】

項目等	計画改定時 現況	目標 平成26年度	平成25年度 達成状況	達成率
1 地域における子育て支援に関するプログラム				
○すべての子育て家庭に対する支援				
・乳児家庭全戸訪問事業	24 市町村	全市町村で実施	全市町村で実施	100.0%
・ファミリー・サポート・センター事業	24 市町	29 市町	24 市町村 (26年3月)	82.8%
・地域子育て支援拠点	194 か所 (20年度実績)	263 か所	224 か所 (26年3月)	85.2%
・私立幼稚園地域開放推進事業	185 園 (20年度補助園数)	220 園	266 園 (25年度補助園数)	120.9%
・一時預かり事業	321 か所 (20年度実績)	541 か所	564 か所 (25年度実績)	104.3%
○就学前児童の保育・幼児教育の提供				
・認可保育所定員数	90,099 人 (21年4月)	110,000 人	117,745 人 (26年4月)	107.0%
・家庭的保育者数	85 人 (20年度実績)	802 人	242 人 (25年4月)	30.2%
・認定保育施設	52 か所 (21年4月)	67 か所	65 か所 (25年4月)	97.0%
・認定こども園	19 か所 (21年4月)	57 か所	43 か所 (26年4月)	75.4%
・幼稚園在園率	62.4% (21年5月)	在園率の向上	60.1% (26年5月)	減少
○多様な保育サービスの充実				
・延長保育	824 か所 (20年度実績)	971 か所	1,048 か所 (25年度実績)	107.9%
・特定保育	214 か所 (20年度実績)	375 か所	375 か所 (25年度実績)	100.0%
・休日・夜間保育	38 か所 (20年度実績)	91 か所	44 か所 (25年度実績)	48.4%
・病児・病後児保育	18 か所 (20年度実績)	67 か所	40 か所 (25年度実績)	59.7%
・私立幼稚園の預かり保育	431 園 (20年度補助園数)	実施内容の充実 及び実施園数の 増加	488 園 (25年度補助園数)	○
○小学生の放課後対策				
・放課後児童クラブ	824 か所 (21年度実績)	1,137 か所	932 か所 (25年4月)	82.0%
・放課後子ども教室	20 市町村 590 教室 (21年度実績)	市町村数、教室数 ともに拡充	26 市町村 655 教室 (25年度実績)	○

項目等	計画改定時 現況	目標 平成26年度	平成25年度 進捗状況	達成率
2 子どもや親の健康の増進に関するプログラム				
○周産期医療ネットワークの整備	整備済み	引き続き維持	整備済み	○
○小児救急医療体制の整備(県内14地区)	整備済み	引き続き維持	整備済み	○
○未成年者の喫煙防止対策の推進				
・小学生向け喫煙防止の啓発	小学6年生全員に啓発リーフレット配布	引き続き実施	小学6年生全員に啓発リーフレット配布	○
・高校等での喫煙防止教育の実施	県立高校24校	希望する高校等すべてで実施	希望のあった高校等すべてで実施 (35校)	○
3 子どもの「生きる力」をはぐくむ教育と若者の自立支援に関するプログラム				
○小・中・高校における一斉読書の実施	小学校 86% 中学校 73% 高校 12%	小学校 100% 中学校 85% 高校 30%	小学校 93.7% 中学校 71.4% 高校 34.0%	93.7% 84.0% 113.3%
○県立高校における地域貢献活動	全校で実施	引き続き維持	全校で実施	○
○中学生の職場体験	93.7%	100%	96.4% (25年度実績)	96.4%
4 子育てを支援する生活環境の整備に関するプログラム				
○ 県民が利用する県施設における子育てへの配慮	全施設で子育てへの配慮を実施	引き続き実施	全施設で子育てへの配慮を実施	○
○ 移動にかかるバリアフリーの促進				
・幅広歩道の整備率	46% (20年度末) *横浜市、川崎市を除く	引き続き整備	46.9% (25年度末) *政令市を除く	○
・段差解消済みの鉄道駅舎の割合	94.2% (20年度末) *ただし、1日平均利用者数5,000人以上、高低差5m以上の優先駅の状況とする	国に準じる (全国:原則として100%)* *32年度までに達成	99.2% (25年度末)	99.2%
・ノンステップバスの割合	31.5% (20年度末)	国に準じる (全国:70%)* *32年度までに達成	44.0% (24年度末)	62.9%
○ 子育てに適する公営住宅の提供	募集累計360戸 (平成18年11月募集～平成21年11月募集)	引き続き実施	募集累計600戸 (平成18年11月募集～平成25年11月募集)	○

項目等	計画改定時 現況	目標 平成26年度	平成25年度 進捗状況	達成率
5 子どもの安全の確保に関するプログラム				
○ 子ども（中学生以下）の交通事故件数	4,448件 (20年中)	減少	3,134件 (25年中)	○
○ 少年(*)が被害者となった刑法犯数 (*)20歳未満の男女	15,810件 (20年度)	減少	11,088件 (25年中)	○
○ 自主的防犯活動団体県登録数	1,797団体 (21年3月)	増加	2,264団体 (26年3月)	○
6 仕事と生活の調和の推進等に関するプログラム				
○ 週労働時間60時間以上の雇用者の割合	12.4% * *最新データは平成19年就業構造基本調査	2割減 (25年度)	9.9% *最新データは平成24年就業構造基本調査	100.0%
○ 25~44歳の女性の就業率	57.9% * *最新データは平成17年国勢調査	62.0% (25年度)	56.8% *最新データは平成22年国勢調査	91.6%
○ 男性の育児休業取得率	1.2% * *最新データは平成21年神奈川県働く環境に関する事業所調査	5.0% (25年度)	3.7% *最新データは平成25年神奈川県働く環境に関する事業所調査	74.0%
○ 「かながわ子育て応援団」認証事業者数	167者 (22年3月)	800者	486者 (26年3月)	60.8%
7 特別な配慮が必要な子ども・家庭への支援に関するプログラム				
○ 社会的養護を必要とする子どもへの支援				
・児童相談所一時保護所の定員超過解消	定員超過	定員超過解消	定員超過解消済み	○
・児童養護施設のユニット化整備	9か所	13か所	9か所 (25年度実績)	69.2%
・里親の委託率	11% (見込み)	18%	12% (25年度実績)	66.7%
・自立援助ホームの設置数	2か所	4か所	2か所 (25年度実績)	50.0%
○ 母子福祉団体等の就業支援による就業者数	39名 (20年度)	年間60名	70名 (25年度実績)	116.7%
○ 児童発達支援	54か所 1,084人分 (21年4月)	増加	70事業所 1,060人分 (26年4月)	○
○ 放課後等デイサービス		増加	87事業所 955人分 (26年4月)	○

※ 達成状況の「○」は、数値目標でないため達成率は出せないが、概ね目標を達成すると思われるもの

※ 整備事業等で平成25年度に整備を行った結果が翌年4月に成果として現れるものは平成26年4月の実績を掲載している。

【神奈川県子ども・子育て支援推進条例】

「かながわぐるみ・子ども家庭応援プラン」の重点プログラムのひとつである、「次世代育成支援対策推進のための条例制定に関するプログラム」に基づき、平成19年3月には、「生まれてきてよかった」「生み育ててよかった」と実感できる神奈川をめざして、「神奈川県子ども・子育て支援推進条例」を制定しました。（平成19年10月施行）

本条例の目的は、次世代育成支援対策推進法や少子化社会対策基本法の目的と共通するものですが、急速な少子化の進行及び家庭や地域を取り巻く環境の変化を踏まえて、子ども・子育て支援についての基本理念を定め、県、事業者、子ども・子育て支援機関等及び県民の責務を明らかにするとともに、子ども・子育て支援を推進するための基本となる事項を定めています。

なお、条例の見直しは、施行の日から5年を経過することに行うこととしているため、平成25年9月に見直し作業を行いました。その結果、条例の運用上の課題は見受けられなかったため、改正・廃止は行わず、引き続き同様の取組みを行うこととしました。

【条例の見直し結果】

現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はない。

視点	見直し結果
必要性	将来に向けての神奈川の持続的発展のため、県民が子どもを安心して生み育てることができる環境づくりは、引き続き必要性が高い。 県、事業者、子ども・子育て支援機関等及び県民が、相互に連携・協力して子ども・子育て支援を推進する必要性は以前にも増して高まっており、必要な条例である。
有効性	本条例に基づき、子ども・子育て支援にかかる推進に関する取組みが着実に進められ、事業者や県民・団体による取組みの促進が図られている。
効率性	本条例に基づき、県としての子ども・子育て支援施策が総合的に展開されるとともに、認証制度、表彰、支援月間などの枠組みの下、事業者や県民・団体による子ども・子育て支援の取組みの可視化が図られ、公的な枠組みが設けられたことによる活動の活性化に繋がっている。
基本方針適合性	本条例は、「子ども・子育てを支える社会環境の整備」を掲げる「かながわグランドデザイン」の基本方針に適合している。
適法性	子ども・子育て支援について基本理念や、支援の取組体制などを定めており、制定後の法令の制定・改廃状況を踏まえても、憲法、法令に抵触する規定はない。